

# Die ostjüdischen Flüchtlinge während des Ersten Weltkrieges in Österreich (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/18320">http://hdl.handle.net/2297/18320</a>

# 第1次世界大戦期オーストリアの戦争難民問題（2）

— 東欧ユダヤ人難民をめぐって —

野 村 真 理

(中 沢)

## 目 次

### はじめに

I ロシア軍によるガリツィア占領と難民の発生

II 東欧ユダヤ人難民問題

1 国家の難民対策

(以上、第15巻第1号)

2 ウィーンの東欧ユダヤ人難民

3 ユダヤ人による難民救援活動

III 戦後反ユダヤ主義への火種

## 2 ウィーンの東欧ユダヤ人難民

ガリツィア、ブコヴィナを脱出した難民は、情報も物も集まっている都市をめざす。とりわけウィーンには難民が集中した。ウィーンは、シフマン一家のようにガリツィアからカルパチア山脈を越えた難民が、ハンガリーを經由してゆきつく最初の安全な都市である<sup>(1)</sup>。

1914年9月16日付けの『新自由新聞』は伝える。「ウィーンは、ガリツィアおよびブコヴィナからの難民であふれている。」数千人の難民には目下、住むべき家もない<sup>(2)</sup>。ウィーンへ向かう途上で、難民のあいだには赤痢が発生していた。1914年9月23日付けの警察の「戦時日誌」は、1818人も赤痢にかかった難民の到着を記録している<sup>(3)</sup>。それだけでなくとも大量の人間の流入で都市の衛

生状態は悪化しており、伝染病発生の危険が予想された。さらに当局は、ウィーンに入った難民の動向にも神経を尖らせていた。警察の情報収集人は、難民が社会主義者であるかのような報告をよこす。1914年9月24日の夕方、ウィーン市2区の難民救済組織の事務所周辺にたむろしていた400～500人の難民について、「これらの難民は、総じて非常にみすばらしい身なりをしていた。政治的、宗教的には、これらの者のうち、正統派ユダヤ教徒が5%、まがいなく社会民主派の労働者階級が80%、ユダヤ民族派が15%ほどである。性別に関しては、男性が多数を占め、女性は半数以下、子供は約10%ほどである。一昨日これらの難民にたいし、救済食堂で1,700人分の朝食が配られた。昨日は2,200人分である。貧窮難民の総数は3千から4千人といわれている。その数はガリツィア全域からの〔難民〕流入により、日増しに増えている<sup>(4)</sup>。」

ウィーンは難民の流入に悲鳴を上げた。最初の難民到着から約1ヵ月後の9月30日、市長とおもだった市会議員らは、政府が召集した会議の席上、全員一致で難民にたいするウィーン封鎖を要求する。「これ以上ウィーンへの流入を許すわけにはいかない。ウィーンはすでに満杯であり、いずれにせよ、もはや衛生上の必要を満たせなくなっているからだ<sup>(5)</sup>。」

1914年9月15日の通達以来、生活力のない難民の大都市への流入はすでに厳しく制限されていた。しかしこのような状況のもと、内務省はとくにウィーンについて、社会的地位の高い者を除き、たとえ生活手段を持つ難民であっても入市させない方針を固める。そして11月には難民の入市規制が開始されたのだが、規制をかいくぐってウィーンに入りこむ難民の取り締まりは、当局の手に余った。難民をめぐる巷の動向について、ウィーン警察本部の付属文書館には、筆者が確認できたかぎり、1914年11月から1915年3月まで「ラビノヴィチ」と記名された報告書が保存されている。そのラビノヴィチの1914年11月13日付けおよび11月17日付けの報告は伝える。1914年11月13日「クラカウからいまやって来る人々は、ウィーンに入れてもらえず怒っている。しかし警察の規制にもかかわらず、多くの難民がうまくウィーンに入りこんでいる。この数日間に5千から6千人の難民が到着したものと推定される。」1914年11月17日「難民の通行はいまでは全く停止されているにもかかわらず、人々はいまだに首尾よくウィーンに入りこんでくる。というのも彼らはウィーン

の数駅手前で汽車を降り、馬車でウィーンに乗り入れるからである<sup>(6)</sup>。」それどころか内務省の1914年11月9日付けの文書によれば、11月8日、定期列車で400人以上ものユダヤ人難民がウィーンの北駅に到着した。その半数以上の者はまったく生活手段を持たず、しかも大勢の子供連れであり、9月15日の通達にしたがえば、本来ウィーンに到着するはずのない者たちである。激怒した内務省は、クラカウや難民調査所設置点の当局に電報を送る。そして定期列車でウィーンに向かおうとする難民をウィーンへの鉄道の分岐点で押さえ、難民収容地に指定された市町村に送るよう指示する始末であった<sup>(7)</sup>。ウィーンは、1914年12月10日をもって正式に封鎖される。以後ウィーンに入ることができるのは、例外を除き<sup>(8)</sup>、国家による生活援助を必要としない者にかぎられ、難民の流入も次第に鎮静化した<sup>(9)</sup>。

1914年の9月から1915年の初めにかけて、いったい何万人の難民がウィーンに流れこんだのか、繰り返し述べるように正確なことは不明である。第I章でみたヴェニコフスキは、この時期に流れこんだ難民を16万人から20万人としている<sup>(10)</sup>。1917年末の「難民保護法」の審議のさいのウィーン市長は、最高時のウィーンの難民総数を25万人と発言しており、答弁に立った内務大臣もこれを完全に認めている<sup>(11)</sup>。ヴェニコフスキの推定を上回る市長らの発言も、ひどい誇張ではあるまい。国家の生活援助を必要とせず、自由に滞在地を選択することのできた難民は、安全で物もあるウィーンをめざした。ウィーンにおいて生活手段を持つ難民の割合の高さは、これを裏づけるものである。たとえば1915年10月1日付けの内務省の資料によれば、ウィーンに滞在する137,000人の難民のうち、生活手段を持つ難民が54,800人、持たない難民は82,200人であった。これを難民収容所の設置されたバーメン、メーレンの場合と比べると、生活手段を持つ者にたいする持たない者の人数は、バーメンでは14,046人にたいして82,561人、メーレンでは13,087人にたいして44,414人で、後者が前者をはるかに上回っている<sup>(12)</sup>。第I章で見た1915年3月31日付けの内務省の資料では、ウィーンにいる難民は、国家の生活援助の対象者だけでも153,000人にのぼる。1915年10月1日時点での比率を適用して、生活手段を持つ難民がこの人数の3分の2近くの10万人いたとすれば、両者をあわせた難民の総数は、市長の発言どおり25万人となるのである。

1915年夏以降のウィーンの難民数は、第I章の表および補足の表に示したとおりである。

生活力のある難民がウィーンをめざしたことも関連して、あらためて確認すべきは、ウィーンという一都市への難民の集中である。1915年3月31日当時、国家による生活援助を受けている者にかぎっても、ウィーンにはオーストリアの全難民の50%近くが集中する。また1915年10月1日当時のウィーンの総難民数137,000人は、生活手段を持つ者、持たない者を合せたオーストリアの総難民数約39万人の35%にのぼる<sup>(13)</sup>。

さらにウィーンの難民の中で目立つのがユダヤ人であり、これはどの資料にも歴然と現れている。ガリツィアの上流ユダヤ人のウィーン志向について、シフマン一家の父親はその典型である。しかしこの時期、19世紀末以来進んだガリツィア・ユダヤ人の移住の結果、ごく普通のユダヤ人であっても、ウィーンに1軒や2軒の親類縁者をもつ者は少なくなかった。シオニストのサウル・ラファエル・ランダウが編集する『新民族新聞』は、ユダヤ人難民について述べる。「難民の大きな流れはウィーンへと向かった。これは考えてみればきわめて当然のことであった。というのも自分たちの故郷を追われた難民たちは、帝都にして王都〔であるウィーン〕に彼らの第2の故郷を見たからである。彼らの多くが、ここに親戚や商売上の知合いや取引関係を持っていた。また最後にいえば、ここなら、牛肉や鶏肉、ヘットやバターその他の食料品について、宗教上の禁忌規定を守ることもできそうであった。これはメーレンやベーメン、あるいはシュタイアーマルクの村などでは絶対に不可能であっただろう<sup>(14)</sup>。」補足に示した1916年10月1日と1917年5月1日の表を見ると、7ヵ月間でどのような難民移動が行なわれたのか不明ながら、1917年のウィーンで国家の援助を受けている難民は、ほとんどユダヤ人であったことになる。

すでに人口200万人以上の大都市として、住宅難、食料難に苦しむ戦時下のウィーンにとって、難民の集中は望むところではない。とりわけユダヤ人難民にたいする反感は、ウィーン市民の意識に深く根づいている反ユダヤ感情と絡み合い、目に見えて過激化していった。ウィーンでは難民問題は、ユダヤ人問題の様相を呈することになる。

ウィーンの中でユダヤ人は偏った居住分布を示し、彼らの3分の1が市の

第2区に住んでいたが<sup>(15)</sup>、ユダヤ人難民もまたここに集った。「難民救援本部」が開設されたのも、この2区である。ウィーン警察治安監督部検閲局が1914年10月から毎週作成した「戦時世論報告」は、早くも1914年10月1日に報告する。「難民のほとんどが滞在する2区の住民は、すでに彼らのことを非常に不愉快な『侵入者』と感じ始めている。そしてすでに表面化した食料品価格の高騰の他にも、彼らが病気をもちこんでくるのではないかと恐れている<sup>(16)</sup>。」

1914年も12月になると、難民で満杯のウィーンで、「不愉快な侵入者」に住宅を提供する者もいなくなった。先のラビノヴィチは報告する。1914年12月9日「ウィーンの多くの地区(たとえば2, 20, 3, 7区)では、もはや難民にたいし住宅の賃貸しは行なわれていない。人々はまったく公然と、『ユダヤ人』には住宅を貸すまいと話あっている。ただ郊外でなら、難民もまだ比較的多くの住宅を手に入れることができる。」1914年12月11日「家主や賃貸しアパートの持主の多くは、原則的に難民への賃貸しは行なっていない。難民の流入を防ぐため、警察が家主にたいし、難民に住宅を貸さないよう働きかけたという噂も流れている。また生活援助に頼っているような難民は、警察によって追放処分されるといったことも言われている。」1914年12月16日「当地の難民たちはひどく困窮している。というのも難民全員が援助金をもらえるわけではないからだ。彼らの多くは、住宅を手に入れることができずにいる。1間に8人から10人も人間が寝泊りするという事態が起こっている<sup>(17)</sup>。」

難民にたいする国家の援助金が1人1日につき70ヘラーであったのにたいし、家賃の相場は、市の中心に比較的近い2区から9区では、2開き分の窓がついた家具付きの1部屋で月額60から80クローネ、窓が1開き分しかない小部屋で40から50クローネした。家具付きではないアパートの場合、1部屋に台所付きで40から50クローネ、2部屋では80から90クローネとなる<sup>(18)</sup>。郊外にいけば家賃は平均で10クローネほど安くなったが、国家の援助金に頼る難民に支払える額ではない。結局難民たちは、2, 3家族が同居して暮らすことになる。そして座り場もないような住いから逃げ出した難民は、路上をうろつくか喫茶店にたむろした。「2区のいくつかの喫茶店や、フランツ・ヨゼフスカイにあるカフェ・ヘルツは満員で、お客は席があくまで、店内で立っているばかりか、店の前にも行列して待っている<sup>(19)</sup>。」

日中からなすこともなく喫茶店の席を待っている難民は、当然ウィーン市民の反感を煽った。自分たちが額に汗して働いているのに、難民は政府の生活保護を受け、のうのうと暮しているのではないかというのである。警察では、このような市民感情をよく承知しており、1915年1月21日付けの「戦時世論報告」は、難民にたいする住民の苦情を次の4点にまとめている。1. 非衛生：彼らは寄り集って住み、住宅や街路を汚す。彼らには衛生観念というものがない。2. 買物のマナー：彼らは一度手にとった品物をもとにもどして値切り、結局買わなかったりする。この不潔さはまったく耐えがたい。また彼らは買った品物を転売して、中間利鞘を稼いだりしている。3. 喫茶店に出入りする良い身なりの難民が、働かずに生活援助金をもらっているのではないか。4. 難民の多くが中間商業に従事して、労さずして儲けようとしている。チョコレート、カカオ、ロウソク、ソーダ、石鹸などを大量に買込み、それを転売して儲けている。彼らのこのような行為が日用品の価格の高騰をまねくのだ<sup>(20)</sup>。

だが難民は好んで路上をうろついたり、中間商売に手を出したりしていたわけではない。彼らがまともな職業に就ける可能性は、ごくかぎられたものでしかなかった。難民がウィーンに居つくことや、生産・労働市場で市民と競合することを懸念したウィーン市は、当初難民にたいして、労働手帳や営業許可証を容易には発行しなかった。1914年12月25日付けの『新民族新聞』は、ウィーン市の姿勢を批判する。「労働の機会も可能性も奪われたことにより、難民は物質的のみならず、道徳的にも傷つけられた。道徳的には二重に傷つけられてさえいる。なぜなら彼らは、自らの意志に反して物乞いへとおとしめられ、しかもそのことによって怠け者だと非難されているからである<sup>(21)</sup>。」市当局ばかりか、たとえばウィーンの弁護士協会の対応も冷淡である。顧客が奪われることを恐れた協会は、ガリツィアから難民として来た弁護士にたいし、ウィーンでの開業を認可しないよう政府に申入れを行なった。弁護士は、医師、文筆業とならぶユダヤ人知識人の代表的な職業のひとつであり、弁護士協会にも多数のユダヤ人会員がいたことを考えれば、これはやりきれない出来事であった。

ウィーンでの滞在が長引くにつれ、はじめは経済的余裕があった難民も蓄

えを使い果たしてゆく。難民の中ではめぐまれた境遇のミナ・シフマンの父親は、「難民救援本部」で事務長職につくことができた<sup>(22)</sup>。だが普通の難民たちは、高等教育を受けたわけでもなく、履歴に誇れる社会的地位をもっていたわけでもない。そんな彼らを取りついたのが、ウィーン市民の非難的となった中間商売に他ならなかった<sup>(23)</sup>。戦時下で通常の流通経路が機能しなくなり、いたるところで物資が欠乏すれば、流通の破れ目をうめる中間商売が栄えるのも当然であろう。しかし物資の不足につけこみ、品物の転売で利鞘を稼ぐやり方は、「汚い商売」として市民の反感をかかった<sup>(24)</sup>。難民が見つけた「仕事」は、ユダヤ人難民すなわち価格操作人、暴利商人という非難となって難民にはねかえった。

政府や民間の団体が行なう難民救援活動も、市民にとっては不公平なものに思われた。難民には、衣料品や靴その他が無料で配られたが、戦時下において、生活必需品の欠乏に苦しんでいるのは難民ばかりではない。「戦時世論動向」は述べる。1915年2月11日「ガリツィア難民のために行なわれている慈善活動は、妬ましい目で見られている。人々はこう言いあっている。生活援助を受けている者の大多数は、援助などまったく必要としていない。生活援助を受けていた者がすでに稼ぎ口を見つけた場合にも、援助は相変わらず続けられている。ウィーンの住民の多くがますます困窮しているというのに、こちらの面倒は誰もみようとしない。」1915年4月29日「毎日、毎日、仕事もせずに街路を徘徊し、交通の邪魔をし、公共の場を汚すユダヤ人難民にたいし、厳しい取り締まりを求める声が高まっている。これらの者の中には、徴兵検査を逃れている者が多数いるということだ。他にも、病気のために一時軍務を離れた者で軍に戻っていない者がいる。生活手段をもたない難民は、みな難民収容所に入れるべきではないかといわれている<sup>(25)</sup>。」

1915年夏、政府がガリツィアへの難民帰還措置に踏み切った7月以降の警察の「戦時日誌」をみると、ウィーンへの難民到着の報告は消え、ガリツィアへの帰還者の報告のみが続く。7月9日から30日までのあいだ、帰還を届け出た者は5,549人、さらに8月2日から31日のあいだでは4,433人にのぼった<sup>(26)</sup>。実際、国家による援助を受けている難民についていえば、その人数は、1915年3月当時の153,000人が、1915年末の56,000人へと3分の1近くにまで

減少している。しかし市民には、ガリツィアのほぼ3分の2が解放されたというのに、難民の数はそれに見合うほど減っていないように思われた。そのことがまた市民の憤慨の種となる。1915年12月23日付けの「戦時世論報告」は報告する。帰還者の数は増えているとはいえ、その数は、ウィーンにいる難民の数に比べれば話にならない。再びウィーンに舞い戻ってくる難民もいるということだ。「多くの難民は、表向きは旅行者ということでウィーンに戻ってくる。彼らの故郷では、そのための旅行用証明書類はいとも簡単に手に入るとのことだ<sup>(27)</sup>。」

難民を厄介ばらいたいウィーン市民の期待を裏切り、1916年6月から9月のロシア軍の再攻撃で、ガリツィアでは新たな難民が発生した。1916年6月22日の「戦時世論報告」は、難民の帰還どころか、ガリツィア難民の新たな流入を伝えねばならなかった<sup>(28)</sup>。ブコヴィナに真近い東ガリツィアのユダヤ人町ザプトフに生まれ、後年フランスに帰化したユダヤ人作家マネ・シュペルバーの一家の難民生活は、この時期に始まる。一家は、戦争発生後もすぐにはウィーンへ向かわなかった。戦火が近づくたびに町を離れて近くの村に身をひそめ、おさまるとまた家へ帰るといったことを繰り返す。しかし1916年の初夏になってウィーンへ行く覚悟を固め、メーレンの仮難民収容所に比較的長く滞在した後、1916年7月27日ウィーンに到着する。ガリツィアでは豊かであったシュペルバー一家は、まだ無一文ではなかった。すでに述べたように生活力のない難民は、ウィーンに入ることができなかったからである。一家は秋には、ひどく狭くて粗末ではあっても、家族だけで住めるアパートを借りることもできた。だが11歳の少年シュペルバーが「貧乏とはどういうことか」知りつくすまでに、1年とはかからなかった。急速に落ちぶれた一家にとって、ユダヤ教の祭の日、子供に一足の安物の靴を買ってやることさえ容易ではなくなる<sup>(29)</sup>。それでもこの一家は、まだ難民生活のどん底にいたわけではない。父親は救貧食堂で会計係の職に就くことができ、少年シュペルバーも、そこで給仕や皿洗いのアルバイトをすることができたのである<sup>(30)</sup>。

良い身なりで喫茶店に出入りする難民も、中間商売で儲けている難民も、難民全体からすればほんの一握りにすぎない。1914年12月12日付けの『労働者新聞』は「パンなき難民」と題する記事を掲載している。「いまウィーンに

いるガリツィア難民の中には、ひどい困窮に苦しまねばならない者が数多く、非常に数多くいる。」市の第2区、すなわちレオポルトシュタットのグローセ・モーレンガッセでは、難民救援委員会により、毎週4日だけパンの配給が行なわれている。パンを求める人は多く、配給は毎日必要なのだが、資金不足のため4日がやっと、しかも配給できるパンの量はわずかでしかない。パンの配給が始まるのは午前8時。しかしそのずっと前から、難民たちは配給所の前に列をなしている。パンの配給時間は午前11時までとなっているが、パンはその前にとっくになくなってしまう。「見張りの者が立って、整理にあたらなければならない。というも飢えた者たちが押しよせる力は強く、早く来なかったためパンなしで帰らねばならないのではないかという不安が、押しあいへしあいをいっそうひどくするからである。」そこに来る者たちの身なりもまた、彼らの困窮ぶりを示すのに十分だ。男たちの多くは、東欧のユダヤ人に典型的な丈の長い、背中のわれた上着を着て、油染みたフラシ天の帽子をかぶっている。女たちの恰好はもっとみすぼらしい。真冬だというのに、かつかつのものしか身につけておらず、破れた靴をパカパカいわせながら身体を動かして寒さをしのいでいる。女たちの中には、乳飲み子や子供を連れた者もいる。パンの配給が終わっても、配給所の前には飢えに駆られた難民たちが次から次にやってくる。そしていつまでも、ものほしように配給所のガラス窓を覗きこんでいる。救援委員会が配ることのできるパンは、約750家族分にすぎない。「しかしパンを求める飢えた者たちは、それよりはるかに、はるかに多い<sup>(31)</sup>。」

このような「パンなき難民」たちが、ウィーン市民からうらやまれる筋合いはあるまい。「ウィーンのカリツィア難民」と題された1915年4月14日付けの警察の報告書は、難民の生活状況を詳しく報告している。それによれば食料品の欠乏、価格の高騰はとくに貧しい難民を直撃し、あちこちで「飢饉が起こるのではないか」とさえいわれていた。ところがウィーン市民は、難民に食料品を売るのを拒み、住宅を貸すこともしない。ウィーン市民は「難民に同情せず、難民の困窮にたいして冷淡なばかりか、時にはあからさまに敵対的だ」と難民たちは嘆き、憤慨している。報告書はこうした難民の声を取りあげた上で、難民が憤るのも、ウィーン市長のような公人が、公の場で、

難民が暴利商売を営んでいると発言したことや、反ユダヤ主義新聞の『ライヒスポスト』が書き散らしている難民攻撃にその一因があるとする。そして難民とウィーン市民のあいだの敵対的感情を放置しておく、やがて公の安全と秩序を乱すような危険に発展しかねないとする<sup>(32)</sup>。というのもウィーン市長の難民非難発言の背後には、無数のウィーン市民の支持があったからである。

戦争中、市民の難民にたいする敵意はしかし、行動に移る直前のところで警察力によって抑えられていた<sup>(33)</sup>。難民が最も恐れていたのは、市民による暴行よりも、むしろ当局の権力者によるウィーンからの追放や難民収容所送りの方であった。1914年12月10日のウィーン封鎖措置により、それ以降ウィーンにきた生活手段を持たない難民はただちに追放となったが、そればかりではない。封鎖に先立つ1914年11月の内務省の方針どおり、生活手段を持つ難民であっても、しばしば警察の追放の対象とされた。ガリツィア方面から旅行者としてウィーンに入った政府要人や学識者が難民として扱われ、追放措置を受けそうになるといった滑稽な例まで発生している<sup>(35)</sup>。貧しい難民は、警察によりいつでも難民収容所送りとなる可能性があったが、難民のあいだには、難民収容所での非人道的な扱いがさまざまに伝わっていた。難民たちは言いあう。ポーランド人難民の収容先であったホチェンの収容所では、1915年1月の初め以来、すでに150人もの子供が死んだらしい<sup>(34)</sup>。バラックは不潔で、数々の病気が蔓延しているようだ。とくに死ぬ子供の数はぞっとするほど多いらしい。それに食事ときたら、とても食べられたものではないらしい。「このため難民たちは、[収容所への]追放の危険を避けるため、あらゆる手段をつくしている。貧しい者たちでさえ、時として国家による援助を断念している。というのも彼らは、そうすれば収容所送りを免れることができると考えているからだ<sup>(36)</sup>。」

1915年の夏から政府による難民の帰還促進が始まると、収容所へ送りこまれる恐怖に、戦争で荒れた故郷への強制送還措置の心配が加わった。しかし難民たちの恐怖をよそに、彼らがウィーンから消えることを歓迎しない市民などいなかった。

- (1) ガリツィア、ブコヴィナと直接境を接しているのはハンガリーであり、またガリツィア・ウィーン間の鉄道が軍用に回されてしまったため、難民の多くが一旦ハンガリーへと向かった。しかしハンガリーに逃げこんだ難民の状況は悲惨であった。1867年のアウスグライヒ以来、外交、軍事を除き実質的にオーストリアとは別の国家になったハンガリーは、ガリツィアからの難民に自国民としての保護を与えず、容赦なくオーストリアへと追放するか、オーストリアの難民収容所へと送りこんだ。1914年11月、ブダペストからウィーンの内務大臣宛てに送られた匿名の手紙は、ハンガリーでの難民の窮状を次のように訴えている。「我々は動物のようにみなされています。…[何も持たずに逃げてきた]我々は裸同然です。年長の息子たちは戦場におり、小さな子供たちはパンを求めて泣き叫びます。我々は寒さにこごえています。なのに誰も我々の面倒をみようとはしません。政府からの援助は、たった10月12日から31日までのあいだだけでした。それ以降、我々は何ももらっていません。我々が援助を求めると、人々は、[メーレンの]ウンガールシュ・ラディシュ[の難民収容所]に送るぞと脅すばかりです。…ハンガリーでの窮状は、死んだ方がましなくらいひどいものです。」(AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 45827 / 1914.) その後ガリツィアが部分的に解放されると、ハンガリーは難民を「街路で野ら犬のように狩り集め」、もとの居住地へと送還した。(Kreppel, a.a.O., S.155.) 難民にたいするハンガリーの苛酷な処置にたいし、オーストリア政府は何度か抗議を申し送っている。
- (2) *Neue Freie Presse*, 16. Sept. 1914, S.8.
- (3) Polizeiarhiv, Stimmungsberichte 1914, Kriegstagesereignisse.
- (4) Polizeiarhiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Zl. 1108 / K.「社会民主派の労働者階級が80%」などという報告に根拠はなく、ユダヤ人と社会主義者を重ねる反ユダヤ的偏見の現れとも読みとれる。当時のガリツィアのユダヤ人の生業は、社会民主党の組織する労働運動とは無縁の行商、小商売、容細な職人業で、定職のない者も非常に多く、ユダヤ人は総じて社会の極貧層に属する。また宗教的には、一握りの知識人を例外として正統派ユダヤ教徒であり、世俗の政治にも、ユダヤ民族運動にも無関心であった。
- (5) *Neue Freie Presse*, 2. Okt. 1914, S.6.
- (6) Polizeiarhiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Rabinovicz, 13. Nov. und 17. Nov. 1914.
- (7) AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 42889 / 1914.
- (8) 12月10日以降も例外的にウィーンに入ることが許されたのは、1. 家族の一部が12月10日以前よりウィーンに滞在しており、その他の家族がこれに合流する場合、2. 12月10日以降ウィーンに到着したが、健康上の理由で他所への移動ができない場合、3. 保護者のいない未成年者が、ウィーンにいる親戚ないし知人に保護を求めてきた場合、4. 未成年者で、ウィーンでの難民収容施設などへの収容が可能な場合である。AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 4152 / 1915.
- (9) 1915年1月から12月までのあいだにウィーンで住民登録をした難民の数について、

ウィーン警察本部の文書館には、ウィーン警察中央住民登録局作成の「ガリツィア・ブコヴィナ難民の住民登録一覧表」(Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1915)が残されている。1914年については、このような一覧表は見当たらなかった。上記の一覧表を1月から2月中旬までについてみると、登録者は多い時で337人、1月20日以降は100人を割り、1月25日以降はほとんど20人以下にまで減っている。

- ⑩ Bieńkowski, a.a.O., S.14.
- ⑪ *Stenographische Protokolle*, a.a.O., S.683f.
- ⑫ K.k. Ministerium des Innern, *Staatliche Flüchtlingsfürsorge im Kriege 1914/15*, Wien 1915, S.29f.
- ⑬ 補足を参照。
- ⑭ *Neue National-Zeitung*, Jg.16, Nr.29, 25. Dez. 1914, S.2. ユダヤ人口の多いウィーンには、ユダヤ教の宗規にしたがって屠殺された肉や食品を売る専門店があった。19世紀末のハプスブルク帝国における、ガリツィアからウィーンへのユダヤ人の人口移動については、前掲拙稿「『ハプスブルク神話』と世紀末ウィーンのユダヤ人」を参照。
- ⑮ 拙稿「『ハプスブルク神話』と世紀末ウィーンのユダヤ人」を参照。
- ⑯ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 1. Okt. 1914.
- ⑰ Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Rabinovicz, 9., 11. und 16. Dez. 1914.
- ⑱ Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Rabinovicz, 9. Dez. 1914.
- ⑲ Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Rabinovicz, 11. Dez. 1914.
- ⑳ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 21. Jan. 1915.
- ㉑ *Neue National-Zeitung*, Jg.16, Nr.29, 25. Dez. 1914, S.3.
- ㉒ Lachs, a.a.O., S.58.
- ㉓ Beatrix Holter, *Die ostjüdische Kriegsflüchtlinge in Wien 1914-1923*, Diplomarbeit, Salzburg 1978, S.38.
- ㉔ 第三章参照。
- ㉕ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 11.Feb. und 29. Apr. 1915. 難民が徴兵逃れをしているという住民の非難は、1916年3月30日の報告その他でも繰り返し取りあげられている。たとえば1916年4月6日付けの報告は述べる。ガリツィアから来た立派に兵役義務の対象になるような男たちが、夜になると群れをなしてほっつき歩いている。そうすると心臓疾患が生じ、兵役不適になるというのが理由らしい。
- ㉖ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte 1915, Kriegstagesereignisse.
- ㉗ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 23. Dez. 1915.
- ㉘ Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 22. Juni 1916.
- ㉙ Sperber, a.a.O., S.177.
- ㉚ Sperber, a.a.O., S.196.
- ㉛ *Arbeiter-Zeitung*, Jg.24, Nr.344, 12. Dez. 1914, S.7.

- 32) Polizeiarhiv, Stimmungsberichte 1915, Zl. 9029 / K. このウィーン市長の発言について、ラビノヴィチは次のように報告している。「市長のヴァイスキルヒナーが〔市の〕9区の集会で行なった難民の暴利行為についての演説は、難民のあいだで大憤慨を呼んだ。というのも演説者は、少数の者が行なっている暴利行為を難民全員のせいにしたからだ。」Polizeiarhiv, Stimmungsberichte 1915, Rabinovicz, 8. Feb. 1915.
- 33) これに関連して1915年4月14日の同報告書には、当該機関にたいし、難民にたいする不法な攻撃には断固たる措置をとるよう指示がなされたこと、また帝国検察庁との合意の上で、難民攻撃の新聞記事は掲載不許可にするよう指示がなされたことが記されている。
- 34) AVA, Mdl, Allgemein, Sig. 19, Zl. 65209 / 1915.
- 35) Polizeiarhiv, Stimmungsberichte 1915, Rabinovicz, 5. März 1915.
- 36) Polizeiarhiv, Stimmungsberichte 1915, Zl. 9029 / K.

### 3 ユダヤ人による難民救援活動

ユダヤ人難民の多くは救いを求めて、まずはウィーンのユダヤ人ゲマインデの門をたたいた。ゲマインデは難民にたいし早急な対応を求められたものの、すぐに難民援助に回せるような基金を持っていたわけではない。そこでゲマインデの副会長グスタフ・コーンは、ウィーンのユダヤ人福祉団体の全代表を集め、協議の結果、ゲマインデが指揮する難民救援活動にたいし、各団体が能力に応じて協力することになる。シュヴァルツ＝ヒラーの「難民救援本部」が開設されると、ゲマインデの福祉担当局にも対応機関が設けられ、協力にあたった<sup>(1)</sup>。

ゲマインデや既存のユダヤ人福祉団体が、いわば通常の活動からの例外として難民の救援活動を行なったのにたいし、単身で新たに本格的な救援組織を起し、めざましい働きをしたのが、若干24才の女性アニタ・ミュラーである。彼女が難民の救援活動にのりだした時、それが軌道にのるかどうか、危ぶむ声にはこと欠かなかった。女だてらに、どうせうまくゆくはずがない、というのが大方の見方であった。というのも「ただ一人の女性の独断で着手、実行された大規模な救援事業は、ウィーンではもちろんのこと、いまだかつてなかった出来事だった<sup>(2)</sup>」からである。しかし彼女はそのような声に惑わされず、多くの支援者を獲得し、救援事業を成功させる。

彼女のきめ細かい救いの手は、難民の中でもとくに弱者である女、母親、

子供たちにさしのべられた。1914年9月1日、妊産婦を物質的、金銭的に援助する機関が開設されたのを皮切りに、乳幼児のための援助機関、母と新生児を一時的に収容する施設が開設される。この施設は、狭く不潔な難民の住宅事情を配慮したものである。さらに朝の8時から夕方6時まで子供を預る託児所も開設され、150人の子供たちに食事と清潔な衣服が与えられた<sup>(3)</sup>。毎年作成された活動報告書によれば、援助を受けた妊産婦は、初年次の1914年9月1日から1915年10月31日までに1,137人、1915年11月1日から1916年10月31日までに812人、1916年11月1日から1917年10月31日までに934人、総計2,883人にのぼり、そのほとんど全員がガリツィア、ブコヴィナからの難民である<sup>(4)</sup>。同じ3年間で援助を受けた乳幼児は、計1,377人と報告されている<sup>(5)</sup>。

難民にとってアニタ・ミュラーの名を親しくさせたのは、彼らのための安価な給茶施設の開設である。初年次の活動報告書の序文「私たちと難民」で述べられているように、大多数の難民は、ウィーンの人々の目には異質な世界の人々のように見え、他方、難民の方でもウィーンの人々にたいし、不安感や不信感を抱いていた<sup>(6)</sup>。それゆえ難民の救援活動にあたっては、難民とウィーンの人々とのあいだで、精神的な橋渡しがなされるよう配慮されなければならなかった。一例として、ほとんどただ同然の金額でコーヒーやスープ、パンを食べることのできる給茶施設は、ウィーンで殺莫とした生活を送る難民たちにたいし、食べ物ばかりではなく、少しでも暖かみを提供しようとするものである。最初の施設は1914年10月24日、2区のタボール・シュトラーセに開設される。これは、物産取引所の建物の一角をアングロ銀行から無料で借り受けたものであった。施設の前には連日長蛇の列ができ、開設後わずか1週間で給されたお茶、パンの総計は35,070食である。冬が近づくにしたがって集まる人の数も増え、11月には230,169食、12月には224,655食が給される<sup>(7)</sup>。この状況を見て、1914年12月15日には第2の施設が、翌年5月2日には第3の施設が、ともに難民の多く住む2区に開設される運びとなった。狭い住居に何家族もが身をよせあって暮す難民たちには、家に安楽な座り場はなく、冬であっても戸外をうろついて時間をつぶす。しかし彼女の給茶施設に行けば、暖房がきいており、新聞を読むこともできた。

マネ・シュベルバーもこの施設の常連となる。「私の住む通りから数分のと

ころ、タボール・シュトララーの物産取引所の裏手に給茶施設が開かれていた。それはアニタ・ミュラーという、まだ若くて非常に行動的な女性の指揮するユダヤ人の〔難民〕救援組織によって開設されたもので、閉店時間までいつも人であふれていた。…私は、そこの夕方の常連客となった。というのも、そこにはいくつもの新聞があったからだ。新聞はあまりにも多くの人の手をめぐるので、もちろん無傷というわけにはいかなかったが。騒々しさを鎮め、秩序と清潔を保とうとする職員やボランティアの婦人たちの努力は、結局のところ効果がなかった。私は、しゃべり声がたえず耳に入ってきてても気を散らさずに読むことに慣れた<sup>(8)</sup>。」1915年11月1日から1916年11月1日までの1年間、彼女の施設で提供されたお茶やパンの値段と数量は、コーヒー（10ヘラー）48,624杯、お茶（4ヘラー）271,904杯、スープ（10ヘラー）13,245食、パン（2ヘラー）1,026,438切れである<sup>(9)</sup>。この当時難民に支給されていた生活援助金は、初めの70ヘラーから増額され、1人につき1日90ヘラーであった。活動報告書の中で強調されているように、パン代2ヘラーは、そうした難民の懐具合を考慮した上での、まったくの慈善価格であった。

さらにアニタ・ミュラーは、難民の婦女子にとって将来の生計に役立つよう、1915年2月、彼女たちにレース編み、刺しゅう、藤細工などを教える技術学校を開設する。ここで彼女たちは、作業を通じて難民生活のうちにも張合いを見出すことができ、また作品が完成すれば、それで賃金を得ることができた。この学校が開設されてから1917年10月まで、訪れた女性はのべ3,000人以上にのぼる。アニタ・ミュラーの第2年次の活動報告書は、レムベルクに帰郷した難民女性がウィーンの学校に宛てた感謝の手紙を掲載している。「いつも私は、あなた方がこの2年間、私たち難民のためにしてくださったことすべてを思い出し、考えてみずにはいられません。技術学校の開設によって、あなた方は私たちに、ちゃんとした仕事で収入を得る可能性を開いてくださいました。—— 難民として、見知らぬ、必ずしも親切ではない人々のあいだにいた当時、自分の手で、生きるために必要な糧を稼ぎ出すことができたということ、それがどんなにありがたいことであったかは当事者のみが一番よく知っています—— しかしそれだけではありません。あなた方は技術学校の開設によって、私たちに道徳的な支えを与えてくれたのです。この道徳的な

支えは、人がこの困難な時代を耐えぬき、苛酷な運命との闘いを続けようと勇気をふるい起こす時、なくてはならないものなのです。これらすべてのことにたいし、心から御礼申し上げる次第です<sup>(10)</sup>。」1915年にガリツィアが解放され、難民の帰還が始まると、かつてウィーンの技術学校で学んだ者やさらにガリツィア現地にいる婦女子のため、ノイ・サンデツ、ドロホビチなどガリツィアの13ヵ所に同様の学校が開設された<sup>(11)</sup>。

技術学校の開設にも見られるように、アニタ・ミュラーの難民救援活動は、難民のための一時的な慈善活動の枠をこえたものであった。1917年発行の第3年次活動報告書では、「我々の将来計画」と題して次のように述べられる。すなわち戦争の長期化により、ウィーン市民自身の困窮も難民におとらぬものになっている。それゆえ難民のために開設された諸施設は、将来的に、ウィーンのすべての困窮者のための施設としてゆくことが望ましい。そのさい困窮者のための援助は、その場しのぎの慈善に終わるべきではなく、社会政策的理念にもとづいて行なわれるべきである。すなわち貧しい者に施しを与えるのではなく、彼らが社会の一員として生活してゆけるよう助けることが「我々の将来計画」をつらぬく理念でなければならない<sup>(12)</sup>。この理念にもとづき、戦争中に始められた福祉事業は戦後も継続された。またアニタ・ミュラーは、戦後は新たに帰還兵や、食料難のため極度の栄養失調に陥っていた子供たちの救援事業も手掛ける。そして彼女の全事業は「アニタ・ミュラー社会福祉協会」へと、組織的にまとめられることになるのである<sup>(13)</sup>。

これらアニタ・ミュラーの広範な難民救援活動を支えたのは、個人からの寄付金と、おもにユダヤ人団体からの寄付金である。大量のユダヤ人難民にたいする救援は、ユダヤ人自身による金銭的協力があればこそ可能であった<sup>(14)</sup>。

「ブナイ・プリス〔兄弟団〕」のウィーン支部もまた、難民救援に積極的に貢献したユダヤ人の団体のひとつである。ブナイ・プリスは、フリーメイソンをモデルとして1843年ニューヨークで結成された<sup>(15)</sup>。第1次世界大戦以前のウィーンには、その支部として1895年に「ウィーン」が、1903年に「融和 Eintracht」が結成されており、アニタ・ミュラーの父も夫も「融和」の会員である<sup>(16)</sup>。戦争が始まると「ウィーン」と「融和」の両支部は、平和時の活動を中断し、共同でユダヤ人難民の救援活動にあたることを決定する。アニ

タ・ミュラーの活動を支援するため、会員のあいだで寄付金が集められ、その額は13,000クローネ以上となった<sup>(17)</sup>。

また1915年6月ガリツィアが解放されると、ブナイ・プリスはガリツィア現地で必要な救援を知るため、調査団を派遣する。そしてその調査報告にもとづき、1916年4月「ガリツィア・ブコヴィナ・ユダヤ人孤児救済協会〔以下「ユダヤ人孤児救済協会」と略記する〕」を設立する。ロシア占領地に残されていたのは戦争孤児ばかりではない。調査団の報告によれば「ロシア人によって殺されたり、シベリアへ拉致され、帰ってくる見こみもない犠牲者たちのあとに残された孤児を別にしても、多くの場所で猩蹶をきわめたコレラのために、おそらく数千千の子供たちが孤児になったものと思われる!<sup>(18)</sup>」このような身寄りのない子供たちのために「ユダヤ人孤児救済協会」は、戦争終了時まで、レムベルク、クラカウをはじめ、ガリツィア、ブコヴィナの各地に22の施設を設置し、1918年末当時で、それらの施設には1,500人の子供が収容されていた<sup>(19)</sup>。また、より多くの子供たちが一般家庭にあずけられて養育された。戦争孤児にたいしては、1917年当時で、政府から1人につき月額5クローネから10クローネの援助金が支払われていたが、「ユダヤ人孤児救済協会」は補助金を出してこの援助金を増額し、それ以外にも、「ユダヤ人孤児救済協会」の月額10クローネから30クローネまでの援助金のみで養育される子供たちもいた<sup>(20)</sup>。政府が戦争孤児の範囲を狭く限定していたため、政府の援助金を受けられない孤児もいたからである。1918年末当時、一般家庭で養育を受けていた子供の数は約6,000人であった<sup>(21)</sup>。これらの孤児たちには、協会によって衣服や靴の配給も行なわれた。

この「ユダヤ人孤児救済協会」ように、「ユダヤ人」を看板に明記し、ユダヤ人がユダヤ人の戦争犠牲者を救援することにたいし、ブナイ・プリスの中で「筋違い」との批判がないわけではなかった。「ユダヤ人孤児救済協会」の設立の是非を討議するブナイ・プリスの会議の席上、ある会員は発言する。「同じことは、最初の難民の場合にも言えたのです。当時すでに私は申しました。ユダヤ人としての活動はしないようにしようと——我々は、政府が事態の責任を負うように要求すべきです。なぜなら不幸に陥っているのはユダヤ人ではなく、オーストリア国民だからです!<sup>(22)</sup>」この発言者の意見は、ブナイ・

ブリスの中で正論と認められはしたものの、現状はこのような原則論を越えていた。難民となった者や、ガリツィア、ブコヴィナ現地で戦争被災者の大半は、やはりユダヤ人なのである。確かにこれらユダヤ人の救援すべてを引き受けることは、財政的にもオーストリアのユダヤ人の能力を越えている。しかしもし「ユダヤ人孤児救済協会」が設立されなかったなら、国家の援助金のみによって救済される子供たちの数はあまりにも少ない。それが現状なのである。国家の難民援助がまわらない不足分は、同胞であるユダヤ人が補わなければ、誰が金を出すであろうか。それに、ユダヤ人難民問題がユダヤ人攻撃の種にされてはならなかった。

1914年11月17日に行なわれた「オーストリア・ブナイ・ブリス諸団体の戦争援助について」と題する講演の中で、ブナイ・ブリスの元会長エドムント・コーンは、各地のブナイ・ブリス支部によるガリツィア、ブコヴィナのユダヤ人同胞への救援活動を紹介し、それを積極的に奨励する。この活動は、ブナイ・ブリスの戦争協力の姿勢を示すものでもあった。そのさいコーンは、ガリツィア、ブコヴィナで発生した戦争難民救援の責任は国家にある、との原則を述べることを忘れなかった。ユダヤ人の面倒はユダヤ人でみよ、などと国家に言わせてはならない。しかしコーンは言う。ユダヤ人によるユダヤ人の救援は、「ウィーンに降りかかった難民という災いを難民の不幸とせず、またウィーンのユダヤ人社会にとって重大な損害としないことに役立つもの<sup>(23)</sup>」なのだ。

コーンの言葉は、おそらくウィーンのユダヤ人の本心をみすえてのものであろう。ユダヤ人難民にたいし、ウィーン市民はあからさまな反感を示したが、ウィーンのユダヤ人たちもまた、この反感を部分的には共有していた。そしてユダヤ人難民とウィーンの地元のユダヤ人との微妙な関係は、非ユダヤ人にも秘密の事柄ではなかった。1916年9月7日付けの「戦時世論報告」は書く。難民は、国家の援助でのうのうと暮らし、それどころか闇商売をして儲け、価格のつりあげ操作をしていると非難されているが、このような非難は、ウィーン市民のあいだばかりではなく、ウィーンのユダヤ人のあいだでも言われている<sup>(24)</sup>。ウィーンのユダヤ人にとっても、ユダヤ人難民は「降りかかった災い」に変わりはなかったのである。だがウィーンのユダヤ人に

とって、ユダヤ人難民の窮状が深刻化し、社会問題化することは避けられねばならなかった。次章で述べるように「ユダヤ人難民問題」は、放置すれば、「ユダヤ人問題」へと拡大してゆくだろうからである。

- (1) *Bericht der Israelitischen Kultusgemeinde Wien über die Tätigkeit in der Periode 1912-1924*, Wien 1924, S.29.
- (2) *Ein Jahr Flüchtlingsfürsorge der Frau Anitta Müller 1914-1915*, Wien 1916, S.5.
- (3) この託児所は1914年10月26日に開設され、1915年2月国営に移管された。
- (4) *Dritter Tätigkeits-und Rechenschaftsbericht der Wohlfahrtsinstitutionen der Frau Anitta Müller für Flüchtlinge aus Galizien und der Bukowina*, Wien 1918, S.27.
- (5) *ibid.*, S.30.
- (6) *Ein Jahr Flüchtlingsfürsorge der Frau Anitta Müller 1914-1915*, Wien 1916, S.4.
- (7) *Ein Jahr Flüchtlingsfürsorge der Frau Anitta Müller 1914-1915*, Wien 1916, S.44.
- (8) Sperber, a.a.O., S.224f.
- (9) *Zweiter Tätigkeits-und Rechenschaftsbericht der Wohlfahrtsinstitutionen der Frau Anitta Müller 1915-1916*, Wien 1917, S.36.
- (10) *ibid.*, S.40.
- (11) *ibid.*, S.46f.
- (12) *Dritter Tätigkeits-und Rechenschaftsbericht der Wohlfahrtsinstitutionen der Frau Anitta Müller für Flüchtlinge aus Galizien und der Bukowina*, Wien 1918, S.10.
- (13) アニタ・ミュラー（1890-1962）は、第1次世界大戦後はシオニズム運動に加わり、1936年テル・アヴィヴに移住している。
- (14) 第1次世界大戦期に発生した東欧ユダヤ人難民にたいし、莫大な救援資金を提供したのはアメリカのユダヤ人である。第1次世界大戦が始まってまもない1914年10月、アメリカでは、ユダヤ人から集められた義捐金の分配を行なう組織「ユダヤ人合同分配委員会」が創設される。1916年中、そこから「イスラエル連合」ウィーン支部に用立てられた救援金は8,200,000クローネにのぼった。これは、それまでのヨーロッパのユダヤ人による福祉活動の中で、比較すべき例をもたないほどの金額である。アメリカからの救援金を得て「イスラエル連合」は、難民援助活動を行なうユダヤ人の各団体にたいし、資金的援助を行なっている。しかし1917年4月のアメリカの参戦により、アメリカからの送金は困難となった。*Kriegs-Hilfsaktion der Israelitischen Allianz zu Wien 1916 / 1917*, Wien 1917, S.8.

- (15) ブナイ・プリスの目的は、ユダヤ人の兄弟的団結を保持することで、そのスローガンは「慈善・兄弟愛・団結」である。ユダヤ人の団結の必要性は、ひとつには反ユダヤ主義への対抗にあるとされたが、ブナイ・プリス自身はユダヤ人のための民族主義的・政治的活動はいっさい行わない。ブナイ・プリスは、それぞれの居住国にたいして法の遵守と祖国愛を誓い、反ユダヤ主義にたいしても防衛を旨とした。ブナイ・プリスの日常活動の中心は、ユダヤ人同胞のための慈善である。宗教的にはユダヤ教改革派、正統派のいずれにも与せず、ユダヤ教の倫理的・人道主義的精神に立脚した。Wilhelm Knöpfung, *Entstehungsgeschichte und Chronik der Vereinigung "Wien" B'nai B'rith in Wien 1895-1935*, Wien 1935, S.3f.
- (16) 「難民救援本部」の本部長シュバルツ=ヒラーもブナイ・プリスの会員であった。
- (17) Knöpfung, a.a.O., S.65.
- (18) *Zweimonats-Bericht für die Mitglieder der österr. israel. Humanitätsvereine "B'nai B'rith"*, Jg.XVIII (1915), S.177.
- (19) Wilhelm Jerusalem, *U.O.B.B. Humanitätsverein "Wien", Festschrift zur Feier des fünfundsanzwanzigjährigen Bestandes*, Wien 1920, S.106.
- (20) Verein zur Rettung verlassener jüdischer Kinder Galiziens und der Bukowina, *2. Tätigkeitsbericht pro 1917*, Wien 1918, S.12f.
- (21) Jerusalem, a.a.O., S.106.
- (22) *Zweimonats-Bericht für die Mitglieder der österr. israel. Humanitätsvereine "B'nai B'rith"*, Jg.XIX (1916), S.9.
- (23) *Zweimonats-Bericht für die Mitglieder der österr. israel. Humanitätsvereine "B'nai B'rith"*, Jg.XVII (1914), S.204.
- (24) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 7. Sept. 1916.

### III 戦後反ユダヤ主義への火種

戦争の長期化で生活物資は欠乏し、人々は戦争の成り行きにすっかり無関心になっていた。1915年にセルビアが敗北してからは、人々にとって、自分たちの犠牲を正当化する戦争目的すら不明であった。人々の関心は、日々の食料をいかに確保するかに向かう。「民衆の世論は、この1週間のあいだに、以前からの厳しい食料の欠乏に加えて卵も欠乏をきたしたため、きわめて由々しき影響を受けることになった。食料難は実際、収入の少ない階層にとって大きくなるばかりである。市場でも商店でも電車の中でも、人々はひどく憤った口調で、いまの経済状態は耐えがたいと言いつついる。食料品店や露店の前に集った数百人の人々は、卵、油脂、ミルク、小麦粉が欠乏しているた

め、政府や民警、卸売商人やユダヤ人を口汚く批判し罵っている。これまで乱暴狼藉に至らずにすんでいるのは、もっぱら警察の治安監督部の押さえに負うものである。…実際民衆の多くが、生きる力の限界に達している。20区に住むある婦人には、3才から6才まで3人の子供がおり、軍曹だった夫はカルパチア山中で戦死した。彼女は、1日3クローネの生活補助金をもらっているが、そのうち1クローネは家賃にとられるので、残りの2クローネで4人の日々の暮らしをやりくりしなければならない。午前中は〔食料品などを手に入れる〕『行列』でつぶれてしまうので、この婦人はまったく稼ぐこともできないのである。子供たちは、彼女が食料品をさがし求めているあいだ、家に閉じこめられていなければならない。このひとつのケースは、無数の家族の厳しい生活の、数千もありそうな光景を示すものである<sup>(1)</sup>。

乏しい分け前の奪い合いの中で、人々は、いったい政府は何をしているのだと罵る。政府の無策もさることながら、市民の目に直接うつるのは、小さな分け前をさらに小さくし、その上闇商売を行なって物の値段をつり上げ、市民を二重に苦しめるユダヤ人難民たちである。「最近ユダヤ人にたいし、新たな不満の高まりがみられる。現在の苦境の責任の大半が、ユダヤ人になすりつけられている。一般市民のあいだでも、病気休暇中の軍人のあいだでも、戦争が終わったらユダヤ人どもにたいして、暴利のかたをつけてやらねばならないと言われている。ユダヤ人の食料品店には、ロシアでやられたのと同じ扱いをすればよいのだ、そうすればユダヤ人どもはじきに逃げ出すだろう、などと言われている。戦況に関しては、一般に無関心さが目につく<sup>(2)</sup>。」

ユダヤ人難民に闇商売人がいたことは、確かに否定できぬ事実である。1917年4月14日付けの警察の「戦時日誌」をみると、食料品や灯油、ロウソク、石鹼などの価格つり上げで告発された者20人のうち、ユダヤ人と特定されている者は10人で半数を占める。さらにそのうちの8人が、ガリツィア、プロヴィナを出生地あるいは本籍地としており、ユダヤ人と特定されていない者も含めれば、その人数は12人にのぼる<sup>(3)</sup>。闇商売で儲けているのは難民のごく一部にすぎなくとも、その罪は難民全体にかぶせられた。けしからぬユダヤ人を懲らしめるのに、ボグロムの国ロシアのやり方は、人々にとって手本とみえた。「戦時世論報告」は述べる。「このような状況のもとで、当地の人々

が、ロシア政府のやり方を褒めているのを聞くこともまれではない。なぜならロシア政府は、臣民をユダヤ人の搾取から守っているからだというのである<sup>(4)</sup>。

ウィーン市民にとって、難民などもうたくさんであった。1917年末の「難民保護法」は、そのような市民たちの神経を逆なでするものである。難民には一刻も早く立ち去ってほしいのに、「難民保護法」など制定して難民を甘やかされては困るのである。それだけでなくとも市民の目にうつる難民は、国家からの援助金をもらって、何の仕事もせず、一日中喫茶店に座ったり、その辺にたむろして歓談している。地元住民にはろくに食べる物もないのに、彼らの方はそんなに困っているようにも見えなかった<sup>(5)</sup>。市民が求めているのは、むしろそのような難民の強制送還法の制定であった。

市民の世論を背景にウィーン市長は、1917年12月10日の政府の財務委員会の席上、ウィーンの住宅難を理由に難民の強制送還を提案した。市長は、「東ガリツィアから来てウィーンに住む難民が占める住宅の数は7,000にのぼる<sup>(6)</sup>」とし、彼らがいなくなれば、ウィーンの住宅難は緩和されるというのである。同様の主張は、すでに述べた5日後の「難民保護法」の審議のさいにも繰り返された。この市長の発言にたいし、内務大臣は次のように答弁する。難民にとっても、できるだけ早く故郷に帰れるならば、それが一番であるに違いない。しかし東ガリツィアや西ガリツィアの一部の地域は、ロシアからの解放後も人の住めるような状態ではない。冬のさなかのこの時期、難民をそのようなところに帰すのは非人道的ではないかと。

故郷に帰る難民には無料の鉄道乗車券が支給されたが、クラカウから先の鉄道路線はほとんどすべて破壊されており、乗車券そのものが無意味であった。1917年11月30日付けの『オーストリア週報』は、故郷に帰った難民の状況を難民からよせられた手紙によって報じている。

「シュタイン様

私たちは、この手紙を〔東ガリツィアの〕コロメアで書いています。私たちは昨晚ここに到着したのですが、この先クティへ行くのは、目下、非常に困難です。ヴィツニツまでの無料乗車券をもらったものの、何もかも破壊されて、汽車はまだそこまで行かないのです。…ここではまだ戦争がずっと続いています。あなた方のところには、ここで見られるほどひどい

貧困はありません。町の当局に、故郷に帰る難民の輸送がどうなっているのか問い合せたところ、返ってきた答えは、誰もお前たちを呼びはしない、おまえたちは『まだ向うに残っていればよかったのだ』というものでした。…今ガリツィアに帰らなくてすむ人たちは幸運だということができます。ここコロメアでは家屋の多くが破壊されており、物の値段は非常に高く、街路は軍隊でうまっています。そしてもしお金と引き換えに何か手に入れることができたなら、喜ばねばなりません。もとの故郷がどうなっているのかまだわかりませんが、聞いたところでは、町全体が略奪されたということです。…たとえ援助を受けられなくても、そちらに残っていた方がましでした。ここでは誰も私たちのことをかまおうとしません。考えてもみてください。私たちはそちらからこちらへと追い返されました。ところがこちらの当局は、お前たちを呼んだおぼえはないということです。こんな具合ですから、あらゆる手をつくして、戦争のあいだはそちらにお残りなさい。誰が追い出そうとしても離れてはいけません。…家にたどり着いたら、そこからまた手紙を出します。さようなら。奥さんと子供さんたちによろしく。

1917年10月29日コロメアにて

ヴォルフ」

「シュタイン様

御無沙汰をお許しください。私たちは絶望状態で、手紙を書く心の余裕がないのです。あなたの親切な忠告にしたがい、たとえ何の援助がなくてもそちらに残っていたなら、どんなにかよかったですでしょうに。私たちの家は破壊され、何もかも略奪されました。私たちの持物の痕跡すらありません。クティは非常にみすぼらしくなりました。…稼げるようなものは何もありません。ここには商いがありません。食料品の欠乏、あらゆる生活必需品の欠乏は筆舌につくしがたいほどです。何も手に入りません。小さなランプのためのガラスが2クローネ、1リットルのミルクが1.6クローネ。要するにここで生きてゆくことは不可能です。…神よ、我らを助けたまえ！さようなら。奥さんと子供さんたちによろしく。

1917年11月12日クティにて

ヴォルフ<sup>(7)</sup>」

このような状況にもかかわらず、1918年の春が明けると難民の帰還が進んだ。しかもその帰還地は、政府によって解放地域に指定されたところばかり

ではなく、いまだ帰れる状態にはないところにもおよんだ。なぜ難民は無理を承知で帰っていくのか。「難民救援本部」の本部長シュヴァルツ＝ヒラーは、1918年8月2日付けで新聞に一文をよせた。「時に難民たちは廃虚へと、まったく不確かな未来へと帰っていく。いかなる物質的援助も人的援助も、彼らを待ってはほしくない。それどころか優しい顔ひとつ待ってはほしくないのだ。なぜなら唆された一部の住民は、帰還した彼らにたいし、しばしば不愉快きわる迎えの仕方をしているからである。だがそれにもかかわらず、難民たちは帰っていく。自ら進んで、強制されたわけでもないのに。彼らにとっては、自分たちを歓迎してくれない廃虚の故郷の方が、後方地域の安全な宿よりもよいのである。これは後方地域にとって褒められた事態ではあるまい。そして残念ながらこれはまた、〔後方地域で〕難民救援事業が正しく評価されなかったことの印しでもある。すなわち期待されていたのは、大オーストリア的・全オーストリア的理念という連帯感情の深まりであったが、それに代わって敵対の方が大きくなってしまった。とげとげしきは、日々巨大な広がりを見せている。あまりにもくだらぬ扇動が行なわれたのだ。国家の食料補給能力が機能なくなると、難民に責任が負わされた。…あまりにも長く続く不幸は、多くの人々のモラルを破壊する。しばしば最良の人々のモラルでさえも損なう。かくて後方諸地域でのモラルもまた、あらゆる階層の人々にわたってひどく損なわれた。なぜ人々は、こともあろうに難民にむかって、彼らの異様さを、彼らの不幸がもたらした必然的な結果を、前代未聞の特殊犯罪のように怒るのか。なぜ人々は、最初から難民を特殊なカーストのようにみなすのか。なぜ彼らを、戦争により最初に最も手ひどい打撃を被った国境地域から追われたオーストリア国民とみなそうとしないのか。もし難民たちの文化が異質に感じられ、場合によっては反感を感じさせるようなものであったとすれば、なぜ人々は、まず第一に、これは後方地域に向けられた彼らからの非難だと受けとめなかったのか。それまでこれら兄弟のために何もしてやらなかった後方地域にたいする彼らの非難として受けとめなかったのか。なぜ人々は、今後は、そのしてやらなかったことの埋め合せをする義務があると考えなかったのか。人々は非難の声を上げ、難民にたいする非難の世論は何の制限も受けずに煽り立てられた。これに関しては何の検閲もなかった<sup>(8)</sup>。」

難民擁護のために献身したシュヴァルツ＝ヒラーは、1918年3月のウィーン市議会で、市の住宅難を難民のせいにする議論にたいしても、具体的な数字をあげて反論している。難民の帰還が進んでいる状況を踏まえてシュヴァルツ＝ヒラーは、先の1917年12月の市長の難民非難発言は、同年4月11日時点でのウィーン市住宅局の発表にもとづいており、それから事情は根本的に変わったと述べる。「目下ウィーンの全住宅のうち、難民が占めているのはたったの0.6%にすぎない。百万都市の全住宅の0.6%が住宅難の原因になりうると、あなた方は本気で信じているのか、それとも、誰かに本気で信じこませようとしているのか<sup>(9)</sup>。」

しかしユダヤ人難民にたいする攻撃はやむことがなく、それはすでに難民をこえ、ユダヤ人全体にたいする攻撃へと発展し始めていた。1918年9月27日付けの『オーストリア週報』は、戦後になって現実となる懸念を表明する。現在の住宅難の原因は、長年にわたるウィーンの住宅政策の不手際と、すでに4年も続いている戦争のせいである。戦争中、建物全体が官公庁に召上げられ、住宅として使用できなくなったものもあり、新しい住宅の建築の方はまったく停止された。その一方でウィーンの人口は増加しているのだから、これではウィーンが破滅的な住宅難に陥るのももっともだ。それなのに「住宅難をガリツィア難民の、もっぱらガリツィア難民のせいにするのは、市の行政当局に住宅難の釈明を求める市民の目を意識的にそらせるものであり、低劣きわまるごまかしである。」にもかかわらず現実には、「住宅難は、破廉恥なやり方でガリツィア難民への攻撃材料に使われており、また遠回しには、ユダヤ人全体にたいする攻撃材料に使われている<sup>(10)</sup>。」

1918年11月3日戦争は終わった。かつての大ハプスブルク帝国は瓦解し、11月12日にはドイツ人の国家、ドイツオーストリア共和国の創設が宣言される。とはいえ食料も物資もないドイツオーストリアが国家としてやってゆけるのか、国民の誰もたいして信用してはいなかった<sup>(11)</sup>。戦争が終われば、ガリツィア、ブコヴィナからの難民は、もはや気の毒な同胞でも何でもない。この自らの前途も定かではない小国ドイツオーストリアにとって、彼らは、ポーランド領となった元の居住地へと帰るべき、無用な外国人であるにすぎない。戦時下の言論統制という歯止めはもはやない。戦争中くすぶりつづけ

ていた反ユダヤ主義の火種は、ユダヤ人難民の国外追放要求を手始めに、戦間期オーストリアにおいて大火となって燃え上がる。

- (1) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 11. Mai 1916.
- (2) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 11. Mai 1916. 1916年5月25日, 9月7日にも同様の報告が見られる。
- (3) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte 1917, Kriegstagesereignisse, 14. Apr. 1917.
- (4) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 14. Dez. 1916.
- (5) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 25. Mai 1916.
- (6) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg.34, Nr.48, 14. Dez. 1917, S.789.  
市長は5日後の「難民保護法」審議のさいには、難民の占める住宅数を7,700以上と発言している。この数字は、1917年4月11日時点での、ウィーン市住宅局の発表にもとづくものである。注(9)にあげたシュヴァルツ＝ヒラーの反論を参照。
- (7) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg.34, Nr.46, 30. Nov. 1917, S.750.
- (8) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg.35, Nr.32, 16. Aug. 1918, S.505f.  
この記事は、1918年8月5日付けの他紙に短縮されて掲載された後、この『オーストリア週報』に全文が掲載された。
- (9) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg.35, Nr.13, 29. März 1918, S.194.
- (10) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg.35, Nr.38, 27. Sept. 1918, S.609.
- (11) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte 1918, Stimmungsbericht, 11. Dez. 1918.

## 補 足

本論文の第Ⅱ章第1節まで(『金沢大学経済学部論集』第15巻第1号に掲載)を入稿後に入手した資料により、難民の人数に関して、さらにいくつかの点が明らかになった。内務省が作成した冊子『戦時1914/15年における国家の難民援助』によれば、1915年10月1日現在で、生活手段を持たない難民の数は282,588人、生活手段を持つ難民の数は107,558人、両者の計は390,146人である(K.k. Ministerium des Innern, *Staatliche Flüchtlingsfürsorge im Kriege 1914/15*, Wien 1915, S.29f.)。この390,146人のうち、民族構成が明らかな383,688人からイタリア人、クロアチア人、スロヴェニア人を除いた難民数は287,722人で、これらは、ほとんどすべてがガリツィア、ブコヴィナ方面からの難民と考えられる。第Ⅰ章で述べたように、1915年7月にはガリツィア、ブコヴィナ

への難民の帰還が始まっており、同冊子は、1915年10月1日までに帰還した生活手段を持たない難民の数を25万人としている(S.46)。先の287,722人とこの25万人とを合せると、難民の帰還が始まる以前、少なくとも53万人以上のガリツィア、ブコヴィナ難民が避難先にいたものと推定される。10月1日までの帰還者には、生活手段を持ち、国家の援助を受けない難民もいたことを考えれば、帰還者の総数は25万人を上回るであろう。これらの数値は、ガリツィア、ブコヴィナ難民の流出が最高時に達した時、その人数は少なくとも64万人であったとするピュニコフスキの推定をほぼ裏づけている。

1915年10月1日現在でユダヤ人難民の数は、生活手段を持つ者、持たない者を合せて157,630人で、全体の40%以上にあたる。ガリツィア方面からの難民にかぎれば、ユダヤ人の占める割合は55%近い。ユダヤ人に次ぐのは、イタリア人の82,986人、ポーランド人の78,279人である。

1916年10月1日および1917年5月1日現在で生活手段を持たない難民の人数は、内務省の作成した統計表(AVA, Mdl, Allgemein, Sig.19, Zl. 27862/1917)にもとづき、別表に示したとおりである。イタリア人、クロアチア人、スロヴェニア人を除いた生活手段を持たない難民の数は、1916年10月で222,070人、1917年5月で270,833人で、1915年11月のイタリア人、クロアチア人、スロヴェニア人を除いた生活手段を持たない難民の数192,319人(第I章の表を参照)に比べ、明らかな増加が見られる。その原因として、1916年6月からのロシア軍の再反撃により、ガリツィア、ブコヴィナで新たに難民が発生したこと、また戦争の長期化により、かつては生活力のあった難民のうちの少なからぬ者たちが貧困化し、国家の援助に頼らざるをえない状態に陥ったことがあげられる。これらの者の人数が、1915年夏以降のガリツィア、ブコヴィナへの帰還者を相殺し、なお上回っていたものと考えられる。

1916年10月1日現在で国家による援助を受けている戦争難民

	ドイツ人	ポーランド人	ルテニア人	ルーマニア人	ユダヤ人	イタリア人	クロアチア人	スロヴェニア人	その他	計	総数
ニーダーエスターライヒ	170	166	25828	677	210	15688	3885	10059		56683	65875
ウィーン		5500	4500		22000	12000	500	700		45200	110000
オーバーエスターライヒ	1565	134	46	11	9154	10401		1		21312	25055
ザルツブルク		6	9189		1794	1530				12519	13545
シュタイアーマルク	1453	3200	468	8	3521	19216		2987	12	30865	46885
ケルンテン	81	10	2764	3		19		117		2994	5643
クライン	8	38	2		12					60	16060
ベーメン	784	13995	7162		76275	17425	1050	1503	3154	121348	138631
メーレン	518	3495	165	638	23172	19973	1889	1838	8	51696	77588
シュレージエン		174								174	4636
計	4579	26718	50124	1337	136138	96252	7324	17205	3174	342851	503818

AVA, MdI, Allgemein, Sig.19, Zl. 27862 / 1917.

右の総数は、国家の援助を受けない者も含んだ難民総数である。原資料に記載された難民総数の計503,818人は、この統計表にもとづくかぎりでは503,918人となる。

1917年5月1日現在で国家による援助を受けている戦争難民

	ドイツ人	ポーランド人	ルテニア人	ルーマニア人	ユダヤ人	イタリア人	クロアチア人	スロヴェニア人	ジプシー	その他	計
ニーダーエスターライヒ	91	1438	34917	1708	330	18887	5115	10319		32	72837
ウィーン	486	1526	1362	82	40637	1762	62	154		2044	48115
オーバーエスターライヒ	2083	106	73	8	9378	8668		64		11	20391
ザルツブルク	44	474	9591	2	1915	1779				26	13831
シュタイアーマルク	1873	2735	442	15	3284	18127	6	4893		35	31410
ケルンテン	953		2203		8	16		692		152	4024
クライン											
ベーメン	1017	15008	10475	50	73496	16990	883	1407	5	163	119494
メーレン	81	3961	2241	21	31615	19262	2628	805	1	26	60641
シュレージエン		3	4		12602						12609
ガリツィア											47514
計	6628	25251	61308	1886	173265	85491	8694	18334	6	2489	430866

AVA, MdI, Allgemein, Sig.19, Zl. 27862 / 1917.

ガリツィアにいる難民の民族構成は不明。ガリツィアを除く難民の総数は383,352人である。